

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の所内常設直流電源設備
（3 系統目）の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者
ヒアリング（2）」

2. 日時：令和 4 年 8 月 17 日（水） 11 時 00 分～ 11 時 35 分

3. 場所：原子力規制庁 9 階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：名倉安全規制調整官、佐口主任安全審査官、谷主任安全審
査官、鈴木安全審査専門職、西来主任技術研究調査官、馬
場係員、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官

東京電力ホールディングス（株）

：原子力設備管理部土木総括担当部長 他 7 名 ※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

<<本年 8 月 5 日に受取済み>>

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉 所内常設直流電源設備（3 系統
目）に用いる基準地震動について

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁タニです。ヒアリングを始めたいと思います。今日の議題としては、柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉所内常設。
0:00:13	直流電源設備、
0:00:15	3 系統目に用いる基準地震動についてということで、まず資料これ 8 月 5 日に提出いただけてますけど、資料の方東京電力から説明お願いいたします。
0:00:28	はい。東京電力の藤岡でございます。
0:00:32	それでは 8 月 5 日付の資料を用いまして、ご説明させていただきます。
0:00:37	ご説明につきましては前回の審査会合でお示しさせていただいた資料からの修正点を主にご説明させていただければと思います。
0:00:48	それでは 12 ページをお開きいただけますでしょうか。
0:00:56	社内直流電源 A 種、常設直流電源設備括弧 3 系統目に用いる基準地震動ということで、
0:01:05	を修正した場所につきましては 4 ポツ目になります。
0:01:10	前回の審査会合におきまして、既許可の地盤安定への影響について記載をすることというコメントをちょうだいしております、4 ポツ目に、考え方を記載してございます。
0:01:23	読み上げさせていただきますと、衛藤なお設計及び工事計画認可では、原子炉建屋重量設備の補強や追加等の改造工事に伴う重量の増加を考慮したモデルとして、
0:01:35	198 万 2、2400 k N を設定した設定している。
0:01:40	これに所内直、常設直流電源設備括弧 3 系統目の設置による増加重量約 400 k N を考慮しても、
0:01:49	結果の地盤安定評価で設定している原子炉建屋重量、
0:01:53	200 万 2100 k N を下回ることから、
0:01:58	評価の地盤あって、
0:02:00	評価に影響はないと。
0:02:02	この記載を追加させていただいております。
0:02:06	その前に 3 発目なんですけども前回の審査会合では、本という単位を使ってましたが、設工認での示してるのが、k N ということでしたので 3 ポツ目の、
0:02:19	田井につきましても修正させていただいております。
0:02:24	続きまして 14 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	14 ページは申請に係る手続きについてということですが、
0:02:36	今後の申請における手続きの方針といったところを、と明記しておくようにというコメントをちょうだいしておりましたので、衛藤 4 ポツ目と 5 ポツ目。
0:02:48	に、今後の方針を書かさせていただいております。
0:02:53	原発目は、
0:02:56	第 3 電源の
0:02:59	1 個、申請をした際にどうしていくかということで審査会合におきまして下の三つのポツで示している内容を聞きました。
0:03:10	現物をいただいて、この内容をまとめ申請のまとめ資料に反映するというをお伝えさせていただいております。
0:03:17	衛藤加來說明する事項につきましては三つほどかけさせていただいております、一つ目のポツが、
0:03:25	周期って 7 秒以上に鉛直方向の固有周期有しない設計方針の、
0:03:30	有無変更の有無。
0:03:32	二つ目が、申請対象となるセットに対する上記の設計の成立の見通し。
0:03:39	最後が、
0:03:41	評価への影響と、
0:03:43	三つの
0:03:45	絵を説明していくということを明記させていただいております。
0:03:50	最後のポツ、
0:03:52	ですが、設置変更許可申請書については、許可された申請の添付書類の記載と同じであればその旨を記載して、変更があれば、
0:04:02	その旨を記載すると。
0:04:04	いうことを考えております。
0:04:09	前回の審査会合でいただいたコメントを踏まえて修正した箇所は以上になります。
0:04:15	ご説明は以上です。
0:04:21	はい規制庁タニ説明ありがとうございました。
0:04:24	えっとですね、前回会合でも言ってますけど、検討の内容についてはですね、こういった検討の中身で我々理解していますと。
0:04:35	いうところですので、加えてさっき説明ありました 12 ページの四つ目の四角ですかこれをあの会合で、この辺のことはちゃんと
0:04:46	示してくださいねって言ったことについてもですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	資料上ははっきりしたということで、確認はできました。
0:04:55	ただですねちょっとまとめ資料、
0:04:59	として、の記載としてですね、
0:05:02	もう少しこれは明確に、検討している内容は我々わかってるんですけど、資料上ですね、若干これ明確にさせていただきたいなっていうようなこともあって、
0:05:13	もう少し確認をしたりし、このヒアリングで、したいと思っています。
0:05:19	まず1点目なんですけれども、この同じ10、12ページでですね一つ目の四角なんですけれども、
0:05:29	これす。
0:05:30	第3電源においてはっていうことで始まってて、
0:05:34	耐震設計等に基準地震動を用いる施設等についてっていうようなことを書いてこの1.7秒の話ですね。
0:05:43	ここの、この文章ってというのは、基本的に東電としては、DBとかSAとかの全体の話がここに、
0:05:52	何か書かれて全体の方針ということで書かれているような、
0:05:56	ことかなというふうに読んでるんですけれども、これ、第3電源。
0:06:02	の検討に、それに関しては、この辺この耐震設計等に基準地震動を用いる施設等っていう、こういう言い方が、
0:06:12	本当にいるのかなというふうにちょっと思ってますね、その辺、
0:06:18	第3電源ってあれですよ。その次のページに書いてるように、基本的には機器配管系を想定しているっていうようなことを、
0:06:26	考えると、
0:06:28	ここ、これ通って、
0:06:32	必要ですかっていうのをちょっと確認させてください。この二つとありますよね耐震設計等っていうのと、施設等っていう二つ使ってる部分ですね。
0:06:44	この辺いるんですかね、確認させてください。
0:06:50	東京電力の藤岡です。ご指摘の記載につきましてはおっしゃる通りで
0:06:58	特重ウーのときにもこのような表現を使って特重の申請では、施設全体をこのような、
0:07:08	設計とすることを、申請書に記載するということでこのような表現を使ってってそれを今回第3電源そのまま入れ特重という手法を変えた
	と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:20	いう形になっていますので、
0:07:25	そうですね第3電源の申請においても、このような設計とすることを添付書類に記載するという、
0:07:34	ことを、ここの文章では言っているということになります。で、具体的に第3電源に対してはというのは、ご指摘いただいた通り13ページの※書きで、コメントをいただいて追加させていただきましたけど、
0:07:50	その通り、今回の第3電源の段階、基本設計段階では耐震設計に基準地震動を用いる機器配管系というのが、
0:08:00	具体的な、
0:08:02	第3電源の内容になっていると。
0:08:06	整理をさせていただいているところです。
0:08:14	規制庁谷です。多分私たちもこう考え、考えていることは、何か今の回答を聞いて、同じようなことを考えているのかなというのは思って、
0:08:25	であればですねここの12ページ
0:08:29	S E D全体の方針の話と、
0:08:33	ぜひですね第3電源についての
0:08:38	方針ですかね事実ですかね、その辺をちょっと書き分けていただけたら今回の申請の範囲では、このことを言っていますと。
0:08:47	今回の第3電源の申請の範囲ではここまでなんですっていうそうじゃなくて、東電として全体の方針としてこういうものを、もう大前提に持ってるんですっていうのを、
0:08:57	ここ二つがちゃんと各科書き分けれてたら、
0:09:01	こん、この辺がこうすっきりするのかなっていうふうに思うんですけども。
0:09:06	多分それって只野、適正化の話だと思うので、
0:09:10	ちょっとここの記載は考え直していただけたらなというふうに思うんですけどいいですかね。
0:09:18	はい。東京電力の藤岡です。ご指摘、趣旨承知いたしましたのでここの記載の適正化を図りたいと思います。ありがとうございます。
0:09:32	規制庁のナグラです。
0:09:37	今夕二の方で、
0:09:39	これまでのディー・ディー・エス製特重等の、
0:09:42	テンパチ記載を踏まえて添6の方をどういうふうに記載をするのか。
0:09:47	その時に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:50	今回の申請の対象である。
0:09:54	計 6 名の第 3 電源。
0:09:56	これに関して、
0:09:59	特化した設計方針というものをちゃんと特定しておいた方がいいのではないかという示唆をしました。
0:10:07	それで、
0:10:09	じゃあ、テンロクテンパチ書いてある内容を変えるということのを、やるかどうかってのちょっとよく考えなくちゃいけなくて、
0:10:20	とそもし仮にテンロクの部分だけ、
0:10:24	例えば、
0:10:25	第 3 電源に関しての特化した設計方針とするしよとすると、等というのが幾つかとれてしまう内容になっていて設備ごとに設計方針が変わって多様性が、
0:10:37	申請上、かなり出てきてしまうということもあるので、. 6 条の記載は一般的な記載として用いる。
0:10:47	ということでもう一つ方法としてはいいのかなと。
0:10:50	ただし、
0:10:54	取りまとめ資料の中では、今回第 3 電源の
0:10:59	設備、
0:11:02	に関して、
0:11:03	ある程度限定を対象の元対象を限定してしまった方が、
0:11:09	いいんではないかというふうにちょっと今思っています。具体的に言うと、12 ページ 3 項目目のところ、
0:11:18	これ
0:11:19	原子炉建屋及び地盤安定性評価における地盤の
0:11:24	鉛直方向の固有周期への影響について言及してるんですが、
0:11:29	これについては極めて軽微と考えるというところで止まっていて、
0:11:34	このところがですね例えば極めて軽微であり、周期 1.7 秒を超えることはないという断定的な言い方に例えばすると、そうすると、
0:11:47	次のページ、13 ページの
0:11:50	実際第 3 電源の
0:11:53	件、実際の詳細設計段階で市固有周期の確認をする対象っていうのは、
0:12:02	所内電源。
0:12:04	では所内常設直流電源設備 3 系統目の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:08	機器配管系のみになると。
0:12:11	いうことを、結局、結論づけられることができると思うのでそれを明確にした方がいいのではないかと。要は今ままでいくと、
0:12:21	テンロクテンパチはそのままにするとしても、取りまとめ資料上を、後続規制で何を確認するのかということを明確にしておかないと、
0:12:33	構造規制で迷ってしまう。だから、
0:12:35	機器配管系だけ確認すればいいんだよという落としをちゃんと入れとかなないといけないのではないかっての私の問題意識です。
0:12:44	そう考えたときに、
0:12:46	耐震設計等の等施設等の等ということで、
0:12:51	今宙ぶらりんなんていうのは何かっていうと、基礎地盤の安定性評価、それから、
0:12:57	耐震設計とのところは基礎地盤の安定性評価、それから施設等のところは建物構築物と地盤。
0:13:04	なんですね。これを、前のページの 10、12 ページの三つ目の項目でちゃんと指定をしておけば、残るのは、機器配管系だけと。
0:13:13	ということになるので、そういう意味で取りまとめ資料上は、今回の第 3 電源で固有周期を後続規制で確認する対象は、
0:13:24	機器配管系だけですよということであればそれを明確に取りまとめ資料上を言うておく必要があるのではないかというふうに考えています。
0:13:34	こちら辺はすみませんこちらの問題意識というものは理解していただけたでしょうか。
0:13:48	東京電力の藤岡でございます。衛藤氏について承知いたしましたので、
0:13:53	おっしゃる通り、がん等に入ってしまったので第 3 電源を具体的にどれなのかというのが特定できるように、
0:14:01	記載を改めたいと思います。
0:14:13	規制庁タニその 13 ページなんですけれども、多分これですね
0:14:19	タイトルが設置変更許可申請書への反映方針ってこういうふうになってて、
0:14:27	これは実はもう設置変更許可申請書っていうのは、
0:14:35	今日今日委員会かかっている。
0:14:37	話とそれと変更はないっていうような、
0:14:41	説明をされるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。で、これ今ここに書かれるとですね、多分、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:50	今回の第3電源の申請書にこういうことを、
0:14:56	下聞こえるんだみたいな感じで、ちょっと全体の話をしてるのかその、
0:15:01	これまでの申請書ではこうなってますよ。
0:15:04	で、そのうち第3電源は、こういうのが該当するんですみたいな、ちょっとそこを書き分けてもらった方が、多分誤解がないというか後でこれ見て、
0:15:16	んな、何なんところの頭とかも入ってるのかどうなのかとかってというのがすごくこう、
0:15:22	混乱してしまうような、
0:15:25	この13ページになってるのかなっていうふうに思ってた、ちょっとその辺
0:15:29	今回の申請はこういうことなんだっていうのがこの13ページについてもちょっとわかるように、今までの申請書でこう書かれていてここに当たるんだというのは、要するに包含されるんだっていう話ですかね。
0:15:43	評価としては、そういうことをですね、ちょっとわかるようにしていただけたらと思うんですけど、いいですかねそれ。
0:15:54	東京電力の藤岡です。おっしゃる通り後、本日、60の許可をいただきましたので、
0:16:03	それを踏まえて、
0:16:06	第3連携でどういう審査をするかといった話。
0:16:10	に、修正しないといけないというのは、ご指摘の通りでありますので第3電源のまず、
0:16:17	前回の審査会合でご説明させていただいた時は許可が出てない段階だったので第3電源もこういう申請を
0:16:24	するという方針でご説明させていただきましたけれども、14ページも特重の間、申請の関係について書かさせていただいてる箇所もございますので、
0:16:38	そういったところも、60の許可をいただいたという前提で、少し
0:16:47	修正が必要かなと思いますので、ご指摘を踏まえて修正させていただければと。
0:16:58	すいません。また趣旨としては同じ、規制庁のスズキ趣旨としては同じなんですけど、多分今13ページがおっしゃる通り前回の会合なので、二つの申請が並行で走っていて、
0:17:11	目次を補正しました第3連携は今後、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:14	補正特重のまだ許可が出てないのでその前提で補正使用すると、こういう整理になりますっていう。当然そうすると、評価のDBSAが、を含んだ包含する多分網羅的って書いてある形になるかと思うんですけど。
0:17:27	多分最初に第3電源で書こうとするところで、もうすでに許可をもらった特重の方ではこういう考え方で、網羅的に多分耐震設計等施設等という形で書いていて、
0:17:41	そういう第3電源の方は多分記載としてはその後者の、もう許可を終えた特重の方の申請書の記載に、文字としては多分包含されるんだと思うんですよね超えることはないですよ。
0:17:54	従って何で申請書としては多分、手を加える必要がないっていう、多分論調なんだと思うんですけど。
0:18:03	細田 13 ページを、今回第3電源の者等ですすでに許可を、まだ許可書は多分手元いてないと思いますけど、特重の方の申請、
0:18:14	こういう整理でこういう表現で設計方針なりテンロクを書いていますと。
0:18:19	いうものと変え分解した上で多分、そうすると最後手続きとしては 14 ページ、こちらは多分現状に合わせて都築を直すんだと思うんですけど、
0:18:29	そういうやり方でやると、本件申請と、すでに許可を終えているテンパで許可を終えているという教えた。
0:18:40	テンロクテンパチの記載との関係法案関係というか、というところもはっきりするのかなと思うんですけど、ちょっとそういう考えでおります。
0:18:54	電力の藤岡です。ご指摘いただきありがとうございます。おっしゃる通りの整理でいくと初めにご指摘いただいた 12 ページの 1 ポツ目の機会もうまく整理できるかなと思いますので、
0:19:08	修正をしてみたいと思います。ありがとうございます。
0:19:14	規制庁谷です。はい。お願いします。もちろんさっき鈴木さん言ったようにこの資料の日付が 8 月 5 日なんで、東電としてはこういった形にしているっていうのも、
0:19:25	わかりますんで、多分 13 ページのタイトルっていうのも反映方針じゃなくて、何ていうんすかね
0:19:31	結局申請との関係、それをどういう、どう第3電源でこういう関係に当たるのかみたいな、何かそういったタイトルになるのかなっていうふうには思ってたこれ
0:19:44	記載の適正化として考えていただけたらと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	規制庁の名倉です。あとちょっと補足的に細かいことちょっと言ってくるけど、
0:19:57	13 ページの、
0:20:00	二つ目の四角書きのところの矢羽根が四つあるうちの二つ目と四つ目で すね。
0:20:06	このまた書きについては、これはちょっと言い過ぎかなと。要は、今回 の申請これまでの申請はある、申請対象に対して、
0:20:17	方針を基本設計ないし基本的設計方針を述べていて、
0:20:21	あくまでもそれに対しての判断を毎回毎回していると。
0:20:25	後から申請するものに対して過去を振り返ってみたときに同じ方針です と。
0:20:31	という展開になると思うので、
0:20:34	このところは今後の方針も含めているんですよってというのは、
0:20:39	これは先見性といった意味ではちょっと行き過ぎなのかなと思いますん でこの記載は、
0:20:46	削除していただけたらと思います。
0:20:50	それでちょっとあともう1点は14 ページのところ、
0:20:54	今後申請に際して、どういうことを説明するかというのが14 ページの
0:21:02	下から二つ目の四角に記載をしてるんですけども、
0:21:05	これに関しまして、今日お話した内容も踏まえると、二つ目のポツのと ころがちょっと若干変わるかなと思ひまして、
0:21:14	申請対象となる施設等に対する、
0:21:17	上記の設計の確認対象及び成立の見通しと、
0:21:22	ということで、許可段階でスクにガードするもの、それから、設工認の段 階で設計をちゃんと確認するもの、そういったものの仕分けをちゃんと すると。
0:21:34	いうことをちゃんとした上で成立の見通しを必要に応じて示すと、許可 段階というところがちょっと読めるようにしていただけたらなと思ひま す。そうすると全体コンプリートで、
0:21:46	説明としてどういう内容が必要なのかということが、今後、ある一定の スキームができるというふうに考えておりますのでその記載の明確化 をお願いします。
0:21:57	これ理解できましたでしょうか。
0:22:01	東京電力の藤岡です。ご指摘の趣旨、承知いたしましたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	今後の施設、申請の対象となるものの確認対象はどれだという仕分けをきちんとするということがわかるように、記載を見直したいと思います。
0:22:35	規制庁皆川です。すいませんちょっと教えて欲しいんですけど、13ページ。
0:22:43	先ほど来話が出ている施設等の中で、第3電源については、機器配管系ですと、
0:22:54	ということだと思うんですけども、第3電源の機器配管系として、具体的に具体的なものとしては、
0:23:07	私の理解だと蓄電池等、充電器、あとMCCですかね。
0:23:14	あとその間の電路とかも入るんすかね。
0:23:18	ちょっとそこはあれなんですけど、それを機器配管系と称しているっていう理解でよろしいでしょうか。
0:23:37	はい。東京電力の遠藤です。今おっしゃっていただいた通りで蓄電池、充電器、あと
0:23:43	電源盤、あと、ケーブル関係、安全炉という形で結構です。はい。その理解で問題ありません。以上です。
0:23:53	規制庁皆川了解しました。ありがとうございます。
0:25:06	規制庁皆川ですすみません。今の関係でちょっと少し中で話したんですけども、機器配管系、標準応答スペクトルヌーの関係の設計方針として機器配管系って書かれてるところが、地盤側のまとめ資料でも、
0:25:24	あとプラント側、
0:25:26	今日もしかしたらないかもしれんすけどプラント側のまとめ資料でも記載が書いてあるところがあるので、そこについては具体的に何を指すかっていう今、
0:25:37	説明いただいたものだと思うんですけども、それを追記いただきたいなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。
0:26:02	すいませんそそういう意味ではラインナップの概要、蓄電器、
0:26:08	蓄電池、充電器、
0:26:10	電話、MCCと、電動
0:26:14	を何とかあれですけど、何かそれぐらい、その機器配管系っていうのが、何を指すかっていうイメージが持てるような記載を追加いただけると。
0:26:26	より明確になるかなあという趣旨です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	あ、はい。東京電力の遠藤です。収支は承知いたしまして、今日の資料2っていうところは、
0:26:47	大体イメージわかるんですけど、
0:26:51	プラント側の間詰め資料って基本的にそういった内容を、今日、全部盛り込んであるんですけど、どこにどんなり形で記載するってのは何かイメージございます。
0:27:03	当然設備構成全部まとめ資料に記載させていただいてると思うんですけど、
0:27:09	あ、はい。
0:27:13	ちょ
0:27:13	と悩ましいんですけど、今スプラン等のまとめ資料、39条のまとめ資料No中に、添付資料1として、
0:27:28	周期1.7秒以上に鉛直方向の固有周期を有しない設計の見通しについてってような資料がついていて、
0:27:37	これの中身については、本日のまとめし、千葉側のまとめ資料でいうと、
0:27:48	地盤の安定性は除いて、建屋に
0:27:52	蓄電池とかは、
0:27:54	大分としても、建屋の重量って、
0:28:01	あまり増えないので、
0:28:04	大丈夫ですとか
0:28:08	もともとの
0:28:11	すでに設置してある設備のこういう周期は、0.0何秒なんで大丈夫ですとか設計の見通しの話がまとめ資料に書いてあるんですけど、
0:28:22	何かそこら辺に追加してもらおうのかなあとちょっと思ったんですけど、すいませんちょっとイメージであれなんですけど。
0:28:35	これ、どちらにつけても、
0:28:39	です。
0:28:54	東京電力の遠藤でございます。注視趣旨理解いたしました承知いたしましたでちょっと検討させていただければと思います。はい。39条のこの資料のところっていうことであれば何となく。
0:29:06	はい。イメージわきました。はい。ありがとうございます。
0:29:09	あ、規制庁三中ですいませんがよろしく申し上げます。私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:41	規制庁谷です。
0:29:44	確認事項と、こういったところをわかりやすくっていうお願いみたいなところもあったと思うんですけど、
0:29:53	こちらからは以上なんですけど、東京電力から何かありますか。
0:30:08	東京電力の藤岡です。こちらからは特にございません。
0:30:12	はい。
0:30:13	わかりました。これちょっと資料を修正をしてもらって、1回ちょっと出してもらって、それ、その状況でヒアリング、
0:30:23	もう1回短い時間でもやるかどうかっていうのを考えます。で、資料の方どれぐらい時間かかりそうですかね、タイミング的にはあんまりこう遅くしたくないなっていうのがあってですね。
0:30:37	どんな感じで、資料提出を
0:30:40	今答えにくければ後で連絡いただけたらと思いますけど。
0:31:00	東京電力の藤岡です。すいません。関係者と確認してまたメールでご連絡させていただければと思います。
0:31:10	規制庁の名倉です。
0:31:12	ちょっと注意していただきたいのは、
0:31:15	12ページ13ページ14ページで、
0:31:21	これまでの特重の設置園許可申請で記載してあることの内容の説明と、今回申請設備、第3電源ですね、これに関しての、
0:31:34	説明部分、これをいかに組み合わせ、
0:31:40	申請書の添付書類と、
0:31:43	あと取りまとめ資料で書き分けるのかというところが争点ポイントになりますので、
0:31:50	私たちこのところがちゃんとトータルで整合がとれた記載になっていて、かつ、十分な説明がなされているかどうか、これが
0:32:00	審査書を書く上でもちょっと重要になりますので、そういう意味で1030、11時121034ページ。
0:32:08	このところを重点的に確認をさせていただきたいと思います。ということで、1回資料提出していただいてそれを見た上でヒアリングするかどうか決めますけど基本的には、
0:32:20	細かいチューニングも含めて、ちゃんとすり合わせをしておきたいということでヒアリングは基本的には開催したいと思っておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:28	いつ、提出できるのかというところは、来週そちらの方も補正を考えていると思うので、
0:32:36	それとの関係で、優先すべきは補正ですけれども、取りまとめ資料の提出、もしくはその修正の提出等のスケジュールも考えた上で、
0:32:45	資料を提出していただければと思います。私からは以上です。
0:32:53	きょう電力のフジオカです承知いたしました。
0:33:00	はい。規制庁谷です。それでは本日のヒアリングを終わりにします。お疲れ様でした。
0:33:08	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。